

# 福祉部監査結果報告書

## 定期監査

### 1 監査を行った監査委員

横須賀市監査委員	小	野	義	博
同	丸	山	邦	彦
同	松	岡	和	行
同	永	井	真	人

### 2 監査の対象及び範囲

福祉部の所管に属する平成28年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

### 3 監査実施の期間

平成29年1月13日から同年3月28日まで

### 4 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 5 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

### 6 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。

- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 7 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

### (1) 支出に関する事務

ア 災害補償費の予算執行は、予算決算及び会計規則第 21 条第 1 項の規定により「あらかじめ回議しなければならない」が、公務災害に伴う災害補償費の支出にあたり、公務災害認定に係る報告の回議が予算執行伺に相当すると誤認した結果、あらかじめ回議しないまま予算が執行されていた。今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(福祉総務課)

イ 旅費の支出において、算定時における錯誤により支給不足が生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(生活福祉課)

ウ 報償費の支出決定において、専決規程で定められた財政部長合議を行っていなかったため、今後は専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(健康保険課)

エ 旅費の支出において、算定時における錯誤により支給超過及び支給不足が生じていた。算定担当部署と協議し必要な措置を講じられたい。

(介護保険課及び健康保険課)

### (2) 契約に関する事務

ア 自動車借上料の契約事務において、特別な事情もなく 1 人の者のみから見積書を徴して随意契約していたため、今後は 2 人以上の者から見積書を徴し、契約規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

(障害福祉課)

イ レセプト管理システム運用サービスの支出事務について、主管課長が契約事務を行っているが、契約事務取扱規程に規定されている地方自治法施行令の適用規定を記載した随意契約理由書が作成されていないので、今後は契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(生活福祉課)

(3) 財産管理に関する事務

ア 備品の管理において、既に廃棄しているが除却手続きを行っていないものがあつたので、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

(高齢福祉課)

イ 来庁者用駐車場利用券の管理において、受払簿による管理はしているものの、受払簿数量と実査数量の計数が合致しなかつたので、今後は適正な管理に改められたい。

(健康保険課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
総合福祉会館4階 空調設備改修電気 設備その他工事 (福祉総務課)	18,208,800円	平成28年9月28日	平成28年9月28日 ～ 平成29年1月18日